

令和8年度さいたま市後期高齢者医療事業
特別会計予算

令和8年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,621,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		20,554,501
	1 後期高齢者医療保険料	20,554,501
2 国庫支出金		27,412
	1 国庫補助金	27,412
3 繰入金		14,885,427
	1 一般会計繰入金	14,885,427
4 繰越金		83,844
	1 繰越金	83,844
5 諸収入		69,816
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 償還金及び還付加算金	43,000
	3 預金利子	1
	4 雜入	23,814
歳入合計		35,621,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		295,837
	1 総務管理費	139,653
	2 徴収費	156,184
2 後期高齢者医療広域連合納付金		35,281,883
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	35,281,883
3 諸支出金		43,000
	1 償還金及び還付加算金	43,000
4 予備費		280
	1 予備費	280
歳出合計		35,621,000

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
後期高齢者医療保険料通知書等印字封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	90,076